

推進計画策定の背景

- 都は平成7年に東京都福祉のまちづくり条例を制定
- 平成10年には推進計画「ハートフル東京推進プラン」を策定
《期間》平成9年度～17年度（9年間）
- バリアフリーからユニバーサルデザインの考え方へ転換
（平成18年1月ガイドライン作成）
- バリアフリー新法施行
（平成18年12月）
- 時代の変化に対応するため、東京都福祉のまちづくり条例を改正するとともに、推進計画を新たに策定する。

推進計画の内容

「10年後の東京」の実現に向けた取組と整合性を図りながら、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくり施策を展開する。

【目 的】
ユニバーサルデザインの考え方に立って、高齢者、障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを総合的、計画的に推進する。

【性 格】
条例に基づき制定するもので、福祉のまちづくりを進める上で基本となる計画

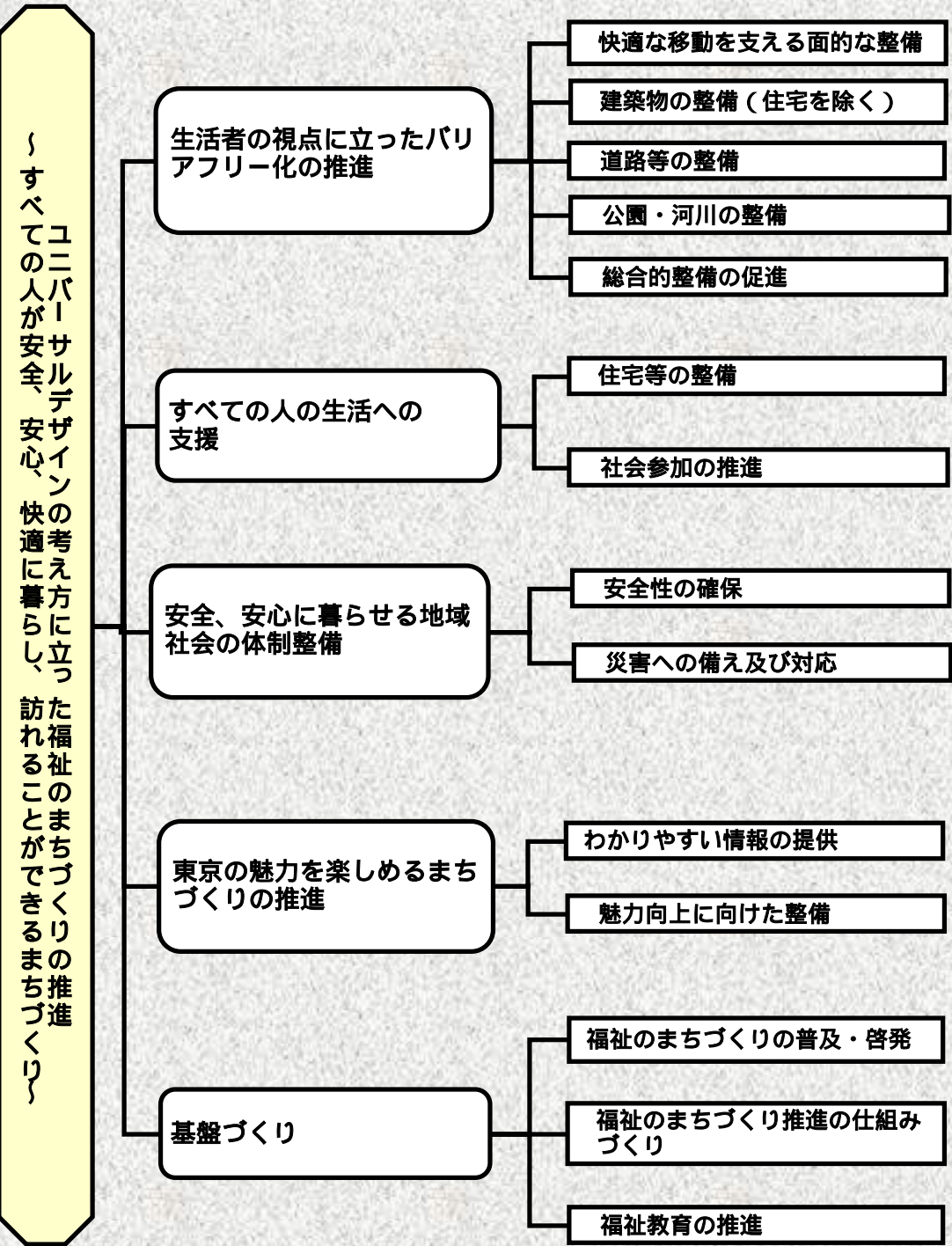
【期 間】
平成21年度～25年度（5年間）
＜社会環境の変化に対応するため、必要に応じ見直していく。＞

【目標の設定】
施策の目標を定め、評価を行い、継続的改善につなげていく。

【策定の時期】
平成21年3月

計画の総合的な体系

ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりに向け、5つの柱に沿って、各分野が連携して取り組んでいく。



重点的に取り組むべき課題と施策

施策の推進にあたって、ハード・ソフト両面から6つの課題を挙げ、重点施策として進めていく。

課 題

- 1 施設相互間の連続性のある円滑な移動の確保
- 2 すべての人が日常生活で利用しやすい建築物の整備
- 3 「手すり」「段差の解消」等住まいの安心確保
- 4 災害時要援護者への支援
- 5 すべての人の利用を円滑にする情報の提供
- 6 都民や事業者の意識の醸成

施 策

- 【重点施策①】 快適な移動を支える面的整備の推進
- 【重点施策②】 身近な建築物の整備
- 【重点施策③】 住宅等の整備
- 【重点施策④】 災害への備え及び対応
- 【重点施策⑤】 わかりやすい情報提供
- 【重点施策⑥】 福祉のまちづくりの普及・啓発